

著作権制限；無断で利用できる場合とは 著作権⑤ p181～193

1 権利侵害

著作物，著作権者，著作権侵害，著作権制限

2 著作権制限規定（30～49条）

- ① 私的使用複製
- ② 付随対象物の利用
- ③ 図書館における複製
- ④ 引用による利用
- ⑤ 教育・試験のための利用
- ⑥ 営利を目的としない利用
- ⑦ 美術の著作物に関連する利用

3 フェアユース

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。同一の種類の特権を専有する。

（付随対象著作物の利用）

第三十条の二 写真の撮影、録音又は録画の方法によつて著作物を創作するに当たつて、当該著作物に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。）は、当該創作に伴つて複製又は翻案することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（検討の過程における利用） **第三十条の三**

（図書館等における複製等）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるものにおいては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合（引用）

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

（学校その他の教育機関における複製等） **第三十五条**

（試験問題としての複製等） **第三十六条**

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

（美術の著作物等の原作品の所有者による展示） **第四十五条**

（公開の美術の著作物等の利用） **第四十六条**

（美術の著作物等の展示に伴う複製） **第四十七条**